# 平成 25 年度 第二回 京都府介護支援専門員専門研修・ 実務経験者更新研修【専門研修〈課程 Ⅱ〉】開催要綱

#### 1. 趣 旨

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講が課されることとなりました。 定期的に研修受講の機会を設け、介護支援専門員としての必要な知識及び技術を改めて習得 し、専門職として能力の保持・さらなる向上を図ることを目的に、厚生労働省老健局長通知「介護 支援専門員資質向上事業の実施について(平成18年6月15日付 老発第0615001号)」に基 づき開催します。

- 2. 主 催 京都府
- 3. 実施団体 社団法人 京都府介護支援専門員会
- 4. 受講対象者 次のいずれかに該当し、かつ受講するコースの全日程(3 日間)に参加できる方 ※ご自身が
  - (1)「1回目の更新研修対象者」になるのか?
  - (2)「2回目の更新研修対象者」になるのか?
  - (3)「現任研修対象者」になるのか?
  - 下記を必ずご熟読の上ご判断いただき、お申込みください。
  - ※詳細は、「1. 趣旨」にあります厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成18年6月15日付 老発第0615001号)」をご覧ください。

# (1)更新研修対象者

介護支援専門員証の有効期間が平成26年12月31日までに満了し、その有効期間中に介護支援専門員として実務に従事、又は実務に従事していた経験を有する方(実務経験の期間の長短は不問)

- ※更新手続きを行うためには、専門研修〈課程 I 〉、〈課程 I 〉をいずれも修了することが必要です。
- ※専門研修〈課程 I 〉は別途ご案内いたします。
- ※専門研修〈課程Ⅰ〉・〈課程Ⅱ〉は、どちらを先に受講するかの順番は問いません。

# (2)2回目の更新研修対象者

介護支援専門員証の有効期間が平成26年12月31日までに満了し、その有効期間中に介護支援専門員として実務に従事、又は実務に従事していた経験を有する方(実務経験の期間の長短は不問)であり、実務経験者としての更新が2度目になる方

※1回目の更新を実務経験者として行った方は、〈課程Ⅱ〉を修了すれば更新手続きが可能です。

#### (3)現任研修対象者

介護支援専門員として実務に従事している者であって、就業後3年以上の方

- ◎専門研修〈課程Ⅰ〉を未修了であっても、受講することは可能です。
- ◎既に介護支援専門員証の更新をされた方も、現に実務に従事しており、就業後3年以上であれば、受講することができます。
- ※本研修は(1)(2)の更新研修対象者を優先といたします。また定員の関係上、受講できない場合があります。予めご了承願います。
- ※実務経験証明書の期間が通算3年以上必要です。

(続く)

#### 5. 研修内容

具体的な研修の実施の考え方、各課目の主な目的、内容等については、以下のとおりです。 なお、④から⑦の課目については、④⑤、又は⑥⑦のどちらかの組み合わせを受講していただ きます。各組み合わせと研修コースは、以下のとおり対応しています(別添日程表参照)。

- ④⑤(居宅系)→E、F、G、Iコース
- ・ ⑥⑦(施設系)→H コース

研修課目	目的	内容	時間数
①介護支援専門員特	ケアマネジメントに対す	ケアマネジメントと介護支援専	講義2時間
別講義	る理解・認識を深める。	門員をめぐるトピックな課題等	
		を学ぶ。	
②サービス担当者会	サービス担当者会議の	複数の職種の参加を得て、模	演習3時間
議演習	運営方法、職種間の連	擬サービス担当者会議を行い、	
	携方法に習熟する。	自己・相互評価を通して効果的	
		な会議運営方法とチームケア	
		の方法を学ぶ。	
③介護支援専門員の	介護サービスとケアマネ	介護保険制度等を巡る諸課題	講義3時間
課題	ジメントの課題を踏まえ、	及び介護支援専門員の基本姿	
	介護支援専門員の基本	勢・役割等についての講義等。	
	姿勢を再確認する。		
④「居宅介護支援」事	自立支援、利用者本位	居宅サービス計画の事例を取り	講義6時間
例研究	の観点に基づく居宅サ	上げ、作成プロセス、具体的な	
	ービス計画作成の視点・	アセスメント手法等について学	
	方法を学ぶ。	<i>ఫ్</i> ం	
⑤「居宅介護支援」演	支援困難事例を含む多	作成した居宅サービス計画を	演習 6 時間
習	様なケースを課題分析	持ち寄り、相互に意見交換しな	
	し、居宅サービス計画の	がら課題分析の方法、計画作	
	作成に習熟する。	成のポイント等を学ぶ。	
⑥「施設介護支援」事	自立支援、利用者本位	施設サービス計画のポイント、	講義6時間
例研究	の観点に基づく施設サ	施設介護における日常的な介	
	ービス計画作成の視点・	護と計画との関連等全体の流	
	方法を学ぶ。	れを理解する。	
⑦「施設介護支援」演	生活の質の向上及び継	作成した施設サービス計画を	演習 6 時間
習	続性、在宅復帰の可能	持ち寄り、相互に意見交換しな	
	性等の施設特有の課題	がら施設サービス計画作成の	
	分析と施設サービス計	ポイントを学ぶ。	
	画の作成に習熟する。		

#### 6. 総 定 員 460 名 (開催会場により定員が異なります)

#### 7. 研修期日·会場

詳細は別添の日程表・地図をご参照ください。

◆ E~I の 5 コースより必ず第 2 希望まで選択してください。(施設ご希望の方は この限りではありません)

## 8.受講料 10,000円

◆ 京都府収入証紙購入による支払いとなります。詳しくは受講決定通知送付時に お知らせいたします。

# 9. その他 (続く)

## <研修に関する問い合わせ・申込先>

- (1) 申込について
- ◆ 受講申込書に必要事項をすべて自筆でご記入ください。
- ◆ 介護支援専門員証を A4 サイズの用紙にコピーして添付してください。
- ◆ 社団法人京都府介護支援専門会事務局まで、必ず郵送にてご提出ください。
- ◆ 申込期限は、5月26日(日) [必着]です。FAXでの受講申込や書類不備、 及び5月27日(月)以降の到着のものは、如何なる理由があっても受付いた しません。
- ◆ 実務経験証明書は、添付の様式を使用することとし、一度ご提出いただいた証明書は今年度限り有効とさせていただきます。
- ◆ 受講申込書が不足する場合は、コピーしてご利用ください。
- ◆ 手話通訳など配慮の必要な事項がある場合は、受講申込書の備考欄に予め記載 してください。
- ◆ 虚偽による申込をされた場合、受講は認められません。また、介護保険法第69 条の39の規程に基づき、介護支援専門員の登録を取り消すことがあります。
- ◆ 申込書の記載不備については、受講が認められない場合があります。
- ◆ 日程詳細のコースについて「居宅」「施設」とありますが、どちらを選択されても更新手続きに影響はありません。ただし、「事例研究」に使用する事例は、 各コースに則した事例となります。
- ◆ 「仮申込」(平成25年2月末:京都府実施)では、受講を受付できません。今回の申込書による「本申込」手続きが必須となります。
- ◆ 上記「仮申込」にて受講予定者数を集計したところ、想定数を大幅に下回る人数となりました。よって、第4回以降の日程につきましては開催されない可能性があります。ただし、「仮申込」をされていない方もいらっしゃると思われますので、開催決行の判断はやむを得ず直前になることが予想されます。できるだけ、早い時期でのご受講を推奨しいたします。
- (2) 個人情報の取り扱いについて 個人情報については、研修の事務連絡および受講管理、京都府への受講履歴報 告等、本研修の適正かつ円滑な実施目的のみに利用させていただきます。申込 時にご提出いただいた書類の返却はいたしません。なお、参加者名簿に氏名・ 事業所名を記載いたします。
- (3) 受講の決定について

E コースにつきましては、6月3日 (月) 頃までに【受講決定通知】または【受講不可通知】を送付する予定です。F・G・H・I コースの決定通知・不可通知につきましては、各コース初日の1週間前までに届かなかった場合、下記事務局までご連絡ください。

- (4) 昼食について
  - 各自で予めご用意願います。(当会では昼食の斡旋等はいたしません)
- (5) 研修の修了証書について 全ての課目を修了した方には、修了証書を交付します。一部課目でも欠席・遅 刻・早退があった場合は、修了を認めませんので、ご注意ください。
- (6) キャンセルについて 一旦支払われた受講料は、理由の如何に関わらず、一切返金いたしませんので ご了承ください。
- (7) ご来場について ハートピア京都には、駐輪場・駐車場はありません。公共交通機関をご利用く ださい。
- (8) 事例研究について 事前に課題の提出をしていただく必要はありません。 以上